

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	大阪市保健所環境衛生監視課
処分の名称	納骨堂経営等の許可
概要	墓地、埋葬等に関する法律では、納骨堂の経営は高度の公益性を有し、国民の風俗習慣、宗教活動、各地方の地理的条件を踏まえるべきであるため、一般には禁止し、許可を受けた者に対してのみその禁止を解除しています。したがって、納骨堂を経営しようとする者及び納骨堂の施設の変更又は廃止をしようとする者は、その施設ごとに大阪市長から許可を受けなければなりません。
根拠法令等及び条項	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年5月31日法律 第48号） 第10条
審査基準	<p>1 経営主体 原則として地方公共団体であること。 ただし、これによりがたい場合であっても次のものに限る。</p> <p>(1) 公益法人又は宗教法人 (2) 財産区の墓地管理委員会 (3) 上記に準ずる組織、たとえば集落共有財産の場合の管理委員会組織</p> <p>2 添付書類 各申請書には次の書類が添付されていること。（写しを添付する書類は、原本も持参のこと）</p> <p>(1) 経営許可申請の場合 ア 納骨堂の敷地及び建物の図面 イ 納骨堂の周囲 300メートル以内の地形・建物の状況を表した図面 ウ 納骨堂の敷地が申請名義人の所有であることを示す登記事項証明書及び建物の登記事項証明書（新設建物の登記事項証明書については、建物竣工時に提出すること） エ 申請者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書、寄附行為の写し又は宗教法人法第12条第1項に定める規則の写し オ 大阪市風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第1項に抵触する場合は、その許可書の写し カ 住民対応に関する誓約書（規定の様式） キ 納骨堂の新設又は拡張に対する檀信徒代表者等の要望書 ク 申請者が宗教法人である場合は、檀信徒数が明らかになる書類</p> <p>(2) 変更許可申請の場合 ア (1)に掲げる添付書類（ただし、納骨堂を縮減する場合は、敷地の登記事項証明書、建物の登記事項証明書の添付は不要） イ 変更前、変更後の比較図面 ウ 収蔵された焼骨の改葬を伴う場合は改葬許可証の写し</p> <p>(3) 廃止許可申請の場合 ア 経営許可申請書の副本及び許可書 イ 申請者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書 ウ 収蔵された焼骨の改葬を伴う場合は改葬許可証の写し</p> <p>3-1 申請書の審査項目（新規及び変更（拡張）許可申請の場合） (1) 納骨堂の経営主体が適格であり、納骨堂の設置及び拡張の必要性が認められること。 (2) 納骨堂の申請地から 300メートル以内に学校、病院及び人家がないこと。あるいは学校、病院及び人家があっても付近の生活環境を著しく損なうおそれがないこと。 「付近の生活環境を損なうおそれがない」と判断する基準は、立地条件等が異なるため一律にまた具体的に規定できないが、 ① 周辺環境と調和が保てること。 ② 公衆衛生その他公共の福祉の見地より周辺住民の理解が得られること。 により、個々の事例で判断する。</p> <p>(3) 申請者が敷地及び建物の所有者であること。 (4) 納骨堂を設置する土地については、申請者の所有とし登記後6カ月以上経過した境内地等であること。 (5) 納骨堂の設置場所は、法人の主たる事務所及び礼拝施設等が存する境内地であること。 (6) 納骨壇数については、檀信徒等の数に応じたものであること。 (7) 納骨堂の構造は、独立した建物で周囲に塀を設け、堅固な建物とし防火設備を設けていること。 ただし、次の要件を満たすこの規定の一部を緩和することがある。 ① 鉄筋コンクリート造等の耐火構造建物の一部に納骨堂を設ける場合であって、同一建物内の他の施設と区画がなされており、かつ出入口が施設できる場合。 ② 道路等に面し、人や車の出入口に必要な開口部を確保するために塀を設けられない等合理的な理由がある場合。 (8) その他、「環境衛生関係事務提要」（(株)ぎょうせい発行）掲載の運用通知（厚生労働省通知）によること。</p> <p>3-2 申請書の審査項目（変更（縮減）及び廃止許可申請の場合） (1) 収蔵された焼骨の改葬手続が完了していること。 (2) その他、「環境衛生関係事務提要」（(株)ぎょうせい発行）掲載の運用通知（厚生労働省通知）によること。 4 当該施設の実地検査の結果許可申請内容と相違がないこと。</p>
標準処理期間	30日間（ただし、閉庁日は除く。）
経由日数	なし
提出先	大阪市保健所環境衛生監視課
提出時期	随時
提出方法	申請書及び添付書類を大阪市保健所環境衛生監視課へ提出してください。
手数料	無料
相談窓口	大阪市保健所環境衛生監視課
ホームページ	
備考	